



Title	近世の環オホーツク海地域南部におけるクロテン, ギンギツネの流通と狩猟方法
Author(s)	佐々木, 史郎
Citation	北海道大学総合博物館研究報告, 6(1348-169X), 86-102
Issue Date	2013-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/52567
Type	bulletin (article)
File Information	v6-7 rev.pdf



[Instructions for use](#)

近世の環オホーツク海地域南部におけるクロテン、ギンギツネの流通と狩猟方法

佐々木史郎* (国立民族学博物館)

Commercial distribution of fur products and technology of sable and fox hunting in the pre-modern southern Circum-Okhotsk Sea region

Shiro Sasaki* (National Museum of Ethnology)

Abstract: In this brief paper I will discuss the socio-economic background of the changes in circulating routes of sable and silver fox fur and techniques for hunting these animals in the Circum-Okhotsk Sea region, beginning in the seventeenth century. Sable fur and silver fox fur were highly appreciated by the Chinese, Mongolians, and Manchurians, as well as the European people. According to the historical records of the Qing dynasty (the last and largest Manchurian-established dynasty in Chinese history), the dynasty imported a large amount of sable fur and silver fox fur from the present Lower Amur region and Sakhalin. Documents show that when the dynasty had just been established at the beginning of the seventeenth century, it promptly began to organize the people into “fur tribute payers.” The sable and silver fox pelts were a politically and economically important strategic commodity for the people in northeast Asia.

The Qing government determined that every household of the tribute payers had to pay a piece of sable fur each year, while the government gave them, in turn, a set of rewards that consisted of cotton and silk costumes and a certain amount of cotton cloth. It also decided that those who paid 304 pieces of sable fur, 2 pieces of highest quality fur (black fox), 2 sheets of carpet made of medium quality fur (yellow-blue fox) and 4 sheets of carpet of normal quality fur (red fox) were able to marry the daughters of Manchurian officers and become kin to Manchurian aristocrats. Local hunters in the Lower Amur basin and Sakhalin made every effort to develop techniques that enabled them to acquire more sable and fox in superior conditions. Fundamentally their hunting methods and tools consisted of using traps. They used nets, dead fall traps, and snare traps, which were able to capture fur-bearing animals causing little damage. No imperfection was permitted because the users were the imperial family of China.

At the same time the people of the Lower Amur region quested for another way to access the fur resource. They noticed that the Japanese were eager to buy silk costumes and cloth in return for providing high quality fur, not appreciating the value of sable and fox fur. During the eighteenth and nineteenth centuries the Lower Amur region people developed trading routes from northeastern China to Sakhalin and Hokkaido and enthusiastically engaged through the Ainu in trade activities with the Japanese. Starting in this century, Japan became a fur export country.

Situations drastically changed in the middle of the nineteenth century, when modern countries like Imperial Russia and modernized Japan accessed the regions. Modernism radically changed the local hunter’s methods, equipment, and values of hunting for fur-bearing animals. Moreover, it changed the status of the local people from the privileged tribute payer to the poor “primitive” hunter-gatherers.

Keywords: Amur River basin, fox, hunting, sable, Sakhalin

* Corresponding author. email: ssasaki@idc.minpaku.ac.jp

1. はじめに一問題の所在

1.1 環オホーツク海地域の毛皮獣

環オホーツク海地域南部，すなわち，現在の北海道，千島列島（クリル列島），サハリン（樺太），アムール川下流域は，歴史的には毛皮獣の産地として知られていた。すなわち，クロテン，テン，キツネ，オコジョ，カワウソ，ラッコなどの毛並みが美しく，感触が柔らかな高級毛皮がとれる動物の他にも，ウサギやタヌキ，アナグマ，クズリ，リス，あるいは海獣のアザラシ類など中クラスの毛皮がとれる動物も豊富だった。これらの動物の毛皮は交易品としても耐えうる品質を持っており，シカ類（アカシカ，ニホンジカ，ノロジカ，ヘラジカ，ジャコウジカなど）やクマ，イノシシなどの大型の動物の毛皮がもっぱら自家消費（シカ皮は日本にも送られていた）に使われていたのと対照的である。

本稿では，交易品として流通した毛皮の中でも，最高級品として高い価格で取引されたクロテンとキツネ（特にギンギツネ）に焦点を絞って，その流通経路とその社会経済的な背景を探るとともに，それを捕獲していた猟師たちの狩猟技術の変遷を，毛皮の流通，取引の変遷と絡めて明らかにしていきたい。いかにいけば，非自然的な環境要因による狩猟文化の変遷過程の一端を明らかにする。

1.2 適応すべき環境

環オホーツク海地域は，オホーツク海という独特な自然環境を持つ内海に面しているということで，ここに暮らす人々はそれに応じた生活戦略を取る必要があった。この地域の自然環境に特化するよう適応した文化が，考古学でいう「オホーツク文化」と呼ばれるものだったことはいまでもない。考古学的なオホーツク文化の文化複合体は，北海道では10世紀ごろまでには擦文文化に吸収される形で消滅していったが，その構成要素の一部，たとえば生業面でのアザラシなどの海獣を狙う狩猟や，儀礼・世界観でのクマに対する特別な崇敬や様々な動物の霊魂を送る儀礼などが，現在までアイヌ文化の重要な要素として生きている（宇田川 1988・2007, 天野 2003・2007）。

ただし，このオホーツク文化と呼ばれている文化複合体も所与の自然環境だけに適応するように形成されたわけではない。適応すべき環境には人が人為的に作り出したもの，すなわち，政治経済体制や社会制度などのようなものもあり，人々はそのようなものにも適応していかなくてはならない。例えば，オホーツク文化の場合にも，大陸側から広がってくる靺鞨や女真，あるいは日本列島の南から広がってくる日本（倭）といった人々からの政治経済的な影響にも対応しなければならなかった。

オホーツク文化が栄えた時代にはまだ，周辺の国家や社会からの影響は大きなインパクトにはなっていなかった。というのは，この地域に地理的に近かった日本（大和朝廷）や渤海（高句麗の遺民と靺鞨が建国した国家，698～926年），あるいは渤海の後にその地域を支配した遼（契丹が築いた王朝，916～1125年），金（女真の王朝，1115～1234年）といった国は，国家としての体裁を整え始めた段階にあり，環オホーツク海域まで統治範囲を広げる状況にはなく，また中国にあった唐王朝や宋王朝も東北方面に割拠したこれらの国家によって環オホーツク海域との直接の接触を阻まれていたからである。

しかし，時代が下り，現在のこの地域の先住民族（例えば，サハリンのニヴフ，ウイルタ，アイヌ，大陸側のニヴフ，ウリチ，ナーナイ，オロチ，ウデヘなど）の直接の祖先と思われる人々が歴史文献に登場するようになる13世紀以後になると，この地域の人々にとって，自然環境への適応よりも周辺国家が作り出す政治経済的な環境への適応の方が重要になってくる。モンゴル人が築いた元王朝はアムール川流域の住民を百戸，千戸という行政組織に組み入れ，さらにアムール川の最も下流のヌルガン（現在のロシア連邦ハバロフスク地方ティール村）という場所に「東征元帥府」を設置して，役人と軍を常駐させ，サハリンの住民までも直接の支配下に置いた。その体制は元王朝を北に追いやった明王朝に踏襲される。日本列島側でも12世紀末に成立した武家政権（鎌倉幕府）が東北北部から北海道にいた「蝦夷（えぞ）」に対する支配を強化したことで，北海道の南部で地元民と本州からの移民たちによる交易活動や勢力争いが活性化する。13世紀以後，環オホーツク海地域南部は中国と日

本という強大な国家の影響下に完全に置かれることになり、住民は自然環境よりも国家が発する政治経済体制に順応することに迫られるようになる。

本報告では、非自然的な環境要因の変化による文化の変遷過程の分析の一例として、環オホーツク海域南部における狩猟文化、とりわけ毛皮獣狩猟文化の政治経済的な環境への適応状況を分析していく。時代はそれが明確に現れる17世紀から19世紀にかけての時代を中心に取り上げる。この時代、環オホーツク海域南部には中国史上最大、最強の王朝だった清王朝と、日本史上最強の武家政権だった江戸幕府(徳川幕府)の確固とした支配体制が築き上げられていた。両者はその前の時代の王朝(明)や政権(室町幕府)が求心力を失い、辺境地帯が離反したり、地方分権が進んだりした時代に、それぞれの指導者の出身地(清王朝の場合は中国東北地方、江戸幕府の場合は三河)で徐々に政治力、経済力、軍事力を蓄え、そこを基盤に中国、日本を統一してかつてないほど強固な中央集権体制を築き上げた。その過程で環オホーツク海域南部でも、アムール川流域とサハリン北中部は清王朝の、北海道と千島列島南部、サハリン南部は江戸幕府の支配下に組み入れられていく。そのような状況の下でこの地域の住民はそれぞれの政治経済体制に順応することが求められた。毛皮の流通も強固な国家体制の中で統制され、その統制が生み出す需要と流通に合わせた捕獲技術、狩猟文化、社会的な価値観、慣習が形成されていく。

本稿では、毛皮の中でも特に中国の宮廷で珍重されたクロテンとキツネの毛皮の流通と捕獲技術の変遷をたどることで、環オホーツク海南部の住民たちの非自然的な環境への適応戦略の変化の過程と、彼らの環境適応戦略の本質の一端を明らかにしていきたい。

2. 近世東北アジアにおけるクロテンとキツネの毛皮の流通

2.1. クロテン、ギンギツネの毛皮の需要変遷史

環オホーツク海南部に産するクロテンとキツネの毛皮は、ここを起点に日本列島、朝鮮半島、中国北部までを巻き込む「東北アジア」の範囲で流通した。流通するということはこれらの地域に需要があったということだが、その中心は大陸側にあった。日本では京都の朝廷では隋唐期の大陸文化の影響のなごりで、高級毛皮をめぐる風潮が見られたが(大館2010)、武家政権下では武具や防寒着として実用性の高いシカ、カモシカ、キツネ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、アザラシなどの毛皮や革が好まれ、高級毛皮としてのクロテンやギンギツネには関心が集まらなかった(希少価値のある毛皮ではトラ、ヒョウなどがあるが、これらは舶来品として珍しがられたものだった)。したがって、日本は中世、近世を通じて、クロテン、ギンギツネなどの大陸でもてはやされた高級毛皮に関しては輸出国であって、輸入国ではなかった。

大陸におけるクロテン、ギンギツネの需要は中国北部、東北地方、モンゴル、朝鮮半島が中心である。それは時代を問わず常にあり、すでに漢から南北朝ぐらいの時代には東北地方にいた肅慎、挹婁といった人々の特産品としてクロテンが登場することから(「後漢書挹婁伝」、「三国志挹婁伝」、「晋書肅慎伝」など(井上他1974:63-75))、その時代の中国北部の人々はクロテンを愛でていたと考えられる。それより時代が下ったオホーツク文化が栄えた時代もまたそうで、近年の研究では、現在の朝鮮半島北部から中国東北地方、ロシア沿海地方南部に栄えた渤海でクロテンの毛皮がかなりの人気を博していたことがわかっている。奈良、平安時代にしばしば日本にやってきた渤海使節も、日本の朝廷に対する贈り物としてクロテンを献上しており、また、そのような渤海使節のクロテンへの執着を揶揄するかのよう、日本側の貴族が真夏にこれ見よがしにクロテンのコートを重ね着して渤海使節の前に現れたという記録すらある(大館2010)。しかし、中国東北地方からアムール川流域の地域の特産品としてのクロテン、ギンギツネの毛皮に対する需要が急騰したのは明代であり、その根は金、元といった北方民族の征服王朝による華北支配にあると見ていいだろう。金王朝が都の一つとした中都、フビライ・ハーンが元王朝の首都とした大都は現在の北京である。

モンゴルのような草原の遊牧民、あるいは女真のような森の農耕狩猟民にとって毛皮は不可欠な防寒素材であり、さらにクロテンやギンギツネのような美しい光沢と色、毛並みを持つ毛皮はファッション

ン性が高く、支配者の権威を示す威信財でもあった。そのような文化を持つ民族が長らく現在の北京に当たるところに首都をおいて中華世界を支配したことで、中国北部で高級毛皮の需要が高まる素地ができあがったのである。明王朝は建国当初は南京に首都を置いていたが、3代目の成祖永楽帝の時代に首都を元王朝の宮廷が置かれていた北京に移した。それによって明の宮廷も北方世界に接近することとなり、毛皮文化が花開くことになる。

上述のように、元と明はアムール川の最も下流にあるヌルガンというところに支配拠点を置き、アムール川流域やサハリンにいた吉烈迷、骨嵬（明代には苦兀と表記）、野人女真などと呼ばれた人々から毛皮による朝貢を求めた。元が置いたのは東征元帥府であり、明が置いたのは都指揮使司と呼ばれる役所と永寧寺という仏教寺院だった。元軍がサハリンでアイヌの祖先と思われる骨嵬と戦い始めたのが1264年（至元元年）で（『元史』巻五本紀第五世祖二による）、最後まで抵抗していた骨嵬のグループが降伏して毛皮朝貢を始めたのが1308年（至大元年）である（『元文類』『経世大典序招捕遼陽骨嵬』による、詳しくは中村（2011: 127-130）を参照）。中華帝国は朝貢を受けると、それを遙かに上回る質と量の恩賞を下賜し、さらに交易も許可することから、吉烈迷も骨嵬も朝貢に同意することで、恩賞と交易の権利を得たと考えられる。その後元はヌルガンを中心にアムール川下流域で流刑にした囚人を使って屯田をしていた（中村 2008: 48-50）。

明は太祖洪武帝（朱元璋）の時代には東北方面に進出する余力をもたなかったが、成祖永楽帝の時代になると積極的な対外政策の一環として東北地方への進出を始める。1405年（永楽2年）にヌルガン衛を設置し、1409年（永楽7年）にはそのヌルガンに都指揮使司（都司）の設置を決定して（『明実録』『太宗実録』巻62）（吉林省社会科学院歴史研究所 1990: 163, 204）、アムール川流域とサハリン支配の拠点とした（実際の役所の開設は2年後の1411年（永楽9年）だったとされる（杉山 2008: 112, 榎森 2008: 78））。1413年（永楽11年）にその地に有名なイシハ以下の将兵を派遣して役所を開設するとともに、永寧寺と呼ばれる仏教寺院を建立し、それを顕彰する石碑（勅修奴兒干永寧寺記）まで建てた。この寺は一度地元民によって破壊されたが、永楽帝の孫の宣徳帝の時代の1433年（宣徳8年）に再建され、それを顕彰する石碑（重建永寧寺記）も建てられた（中村 2011: 133）。しかし、1435年の宣徳帝の死後、明は対外政策を転換したために、ヌルガンの拠点は事実上放棄されてしまった。

しかし、皮肉なことに、ヌルガンの機能が停止してから、逆にクロテンの流通量が拡大していった。明王朝は対外的には1449年（正統14年）の土木の変で時の英宗正統帝がモンゴル側の捕虜になってしまうなど弱体化するが、北京では15世紀半ば以後宮廷文化が成熟し、ファッション性と威信財としての性格が強いクロテンなどの高級毛皮に対する需要が高まっていったようである。そして、16世紀になると、東北地方の女真たちの貢納品や交易品もそれまでの馬から毛皮と朝鮮人参を中心とするものへと変わっていった（河内 1971: 64-66）。

明は、ヌルガン都司で直接毛皮貢納を受ける体制から、女真の有力者を衛として、朝貢の義務と交易の権利を与えて、朝貢品の産地の人々を間接的に統治する政策を執るようになる。クロテンの毛皮は宮廷への貢納品としても、交易の商品としても珍重されたことから、衛に任命された有力者の経済的な利益は大きく、そのためにその地位を巡って有力者間の争いが絶えなくなった。明にとっては女真の統合を妨げる有力な政策となったが、北京におけるクロテンの毛皮の需要増大は、女真の経済成長を促す結果となった。また、明の影響で朝鮮半島の李朝の宮廷でもクロテンの毛皮が流行し、女真たちは中国だけでなく朝鮮半島にも毛皮の市場を持つようになった。そのような状況の中で16世紀に入って急速に台頭してきたのが、松花江流域にいた海西女真（フルン・グルン）と朝鮮との国境近くにいた建州女真である。

そのうち、建州女真からアイシギョロ・ヌルハチが現れ、海西女真などのライバルを倒し、明が恐れていた女真勢力の統一を成し遂げる（マンジュ・グルンの成立からアイシン・グルンの成立へ）。それが最後で最大、最強の中華王朝となった清王朝の始まりである。

清王朝の支配者たち（1636年には「女真」Jusenという呼称をやめ、「満洲」Manjuと名乗るようになって

ていた)はもともと明に朝貢する人々であり、毛皮取引を足がかりにして経済力、政治力、軍事力を増大させてきたという経緯を持つために、毛皮の産地であるアムール水系の森林地帯を重視した。そのために、ヌルハチの時代からその地域に対する支配強化を行っている。1644年(明の崇禎17年、清の順治元年)に李自成の乱によって明王朝が滅亡し、代わって清が北京に入城して中華世界の支配者となるが、それまでの間に松花江流域ウスリー川流域、アムール川中流域の毛皮産地の住民を支配下に納めていた。1643年(崇徳8年)から89年(康熙28年)まで、アムール水系にロシアの勢力が進出してきたために、この地域の領有を巡って武力紛争が勃発するが、清は結局この紛争を有利に進め、1689年に締結されたネルチンスク条約によってアムール川に流れ込む支流を含む水系全体を領有することに成功し、ついでにサハリンまで支配の手を伸ばした。サハリンではアニワ湾に面した地域以外を支配下に納め、1750年(乾隆15年)までにアムール川流域の住民2250戸とサハリンの住民148戸の計2398戸を毛皮貢納民として組織することに成功した。この毛皮貢納民には現在のナーナイ、ウリチ、ニヅフ、ウデヘ、オロチ、ネギダール、ウイルタ、アイヌといった民族の祖先が含まれていた。

清王朝は、元、明と異なり、クロテンの産地である環オホーツク海南部の地域に対する支配を長期間維持した。すなわち、1689年(ネルチンスク条約)以後、ロシアにこれらの地域を奪われる1860年(北京条約)まで、170余年にわたって住民を直接支配下に置いた。ことに高宗乾隆帝統治下の60年間(1736～95年)は強力な支配を続け、この地域で警察権や司法権さえ行使していた(1742年のキジ村での殺人事件の処理など)(『三姓副都統衙門檔案』第7巻201-210頁1743年)。

2.2. 清朝の毛皮収集方法

清朝が支配した時代のこの地域に対する統治の目的は、対ロシア防衛もあったが、クロテン、ギンギツネといった宮廷で使用される高級毛皮を安定的に供給させることにあったといっても過言ではない。清朝はこの地域から主に以下の3つの方法で毛皮を収集した。

a) 毛皮貢納で取り立てる方法

「貢納」とは事実上の納税で、それは中華王朝の支配下に入ったものの義務である。ただ、それに対して物資的な恩賞があり、また交易権の獲得など貢納者にはいろいろと恩恵があった。したがって、国民の義務であり、その見返りも参政権とせいぜい行政サービスしかない近代国家の「税」とは性格が異なる。制度的には毛皮貢納民として登録された世帯(戸あるいはboo)は、年1枚のクロテンの毛皮を納める義務を負う。乾隆年間当時アムール川からサハリンにかけての地域には計2398戸の毛皮貢納民が登録されていたことから、清は毎年2398枚のクロテンの毛皮を貢納品として受け取るようになった。ただし、その見返りとして貢納民に下賜する恩賞(烏林, ulin)は大きく、毛皮を貢納したものには最低でも高級綿織物2着分の他、数々の付帯給付と称する織物や小物類を与え、さらには旅費として、村から毛皮を貢納する地点までの距離に応じて食料を支給しなければならなかった。また、ハラ・イ・ダ、ガシャン・ダといった役職者には絹織物でできた朝服(宮廷の制服)と平民の毛皮貢納民に倍する綿織物を支給することになっていた。この絹織物がアムール川とサハリンを経由して日本まで輸出され、「蝦夷錦」として珍重されることになる。

b) 公的な売買

これはアムール川の最も下流にいた人々とサハリンの人々に対して実施されたもので、毎年624枚が購入された。これにより、貢納による納入も含めると、形式的には清朝は毎年3022枚のクロテンを国庫に入れることになった(実際には欠貢者もいたことから、毎年の納入枚数は一定しない)。

このアムール川の最下流域とサハリンの毛皮貢納民たちに対してはアムール川の下流のある地点に毎年夏に公設市場を設け、そこで、毛皮貢納・恩賞給付の儀式を行うとともに、綿織物を使ったクロテンの買い上げを行っていた。この時の公定価格では、クロテンの毛皮1枚＝綿織物2着分＝中国銀2両だった。これは清朝側のクロテンの買い上げ公定価格になるだけでなく、クロテンの産地であるアムール川流域やサハリンの住民の間でも標準的な価格となっていた。例えば、19世紀のニヅ

フは「ヤ」と呼ばれる価格単位を持っていたことが知られ、それがだいたい中国銀 1 両に相当したことが知られているが (Шренк 1899: 278), クロテンの標準的な価格は 1 ~ 3 ヤ程度だった。

公設市場が設けられた地点は時代とともに変わるが、乾隆時代にはキジ湖の出口にあったキジ村 (Kiji gasan) に設置されていた。ここはサハリンからやってくる交易ルートが合流する地点であり、地の利があったからである。この公設市場は乾隆期以後上流に移転した。嘉慶 (1796 ~ 1820 年)、道光年間 (1821 ~ 1850 年) にはデレン (現在のノヴォイリイノフカ村の近傍、間宮林蔵が 1809 年に探検したときにはここに市場が置かれていた)、咸豊年間 (1851 年 ~ 61 年) にはさらに上流のピヴァン (現在のコムソモリスク・ナ・アムール市の対岸) まで後退していた。

c) サルガン・ジュイ (Sargan jui) 制度によるクロテン、ギンギツネの毛皮の収集

アムール川とサハリンの毛皮貢納民には、一定量の毛皮を支払うと、清朝の満洲旗人 (貴族、武士層) の娘と結婚し、彼らと姻戚関係を結ぶことができた。それは清の太祖ヌルハチが毛皮産地の人々を支配下に入れる過程で作られた制度である。ただし、かつては本当に貴族の娘が降嫁したが、乾隆時代には市井の娘を旗人が養女として、送り出していたといわれる。その花嫁がサルガン・ジュイ (Sargan jui, 直訳すると「少女」と呼ばれ、彼女と結婚する毛皮貢納民はホジホン (Hojihon, おなじく「花婿」と呼ばれた。サルガン・ジュイの地位は高く、清朝の八旗制度では中級クラスの將校に当たるハラ・イ・ダ (氏族の長) よりも上だった。彼女が毛皮貢納民のもとに赴く時には多大な下賜品とともに、従者までつけられたという。そのとき毛皮貢納民を支払うのは規定では以下の通りであった (清会典 1991: 199)。

通常の貂皮 (seke) 100 枚

黒狐皮 (sahaliyan dobihi) 2 枚 (白珍珠毛狐皮 (cikiri dobihi) 4 枚でもよい)

9 枚の青狐皮 (boro dobihi) で作られたクッション 2 枚 (相応の枚数の毛皮でもよい)

9 枚の黄狐皮 (suwayan dobihi) で作られたクッション 4 枚 (相応の枚数の毛皮でもよい)

17 枚の貂皮で作られた衣服 12 枚

しかし、クロテンの毛皮はばらばらの状態で総計 304 枚を用意するのでもよく、実際にはそのような形で支払われていた (『三姓副都統衙門檔案』第 83 卷 350 頁 1794 年)。

寧古塔副都統衙門と三姓副都統衙門の檔案には 1723 年から 1803 年までの 80 年間に 21 人のホジホンの事例が残されている (松浦 2006: 152-153)。

なお、中国側の史料ではこの制度は毛皮貢納民側の希望に添って創設され、運用されたように記されているが、地元アムール川下流域では異なったニュアンスを持って伝えられている。たとえば、私が調査したニージニイ・ハルビ村のあるインフォーマントは、満洲の貴族たちが貴重だったクロテンの毛皮を確実に手に入れるために、産地の住民と姻戚関係を結ぶことを目的として娘を我々に嫁がせてきたのだということを語っていた。同じことは、1930 年代に A・ゾロタレフも記している (Зологарев 1939: 49)。この制度は満洲側、毛皮貢納民側双方に利益があったことと、アムール川流域の毛皮貢納民は満洲貴族と対等な関係にあったことを物語っている。

2.3. クロテン、ギンギツネの毛皮の使用先とその種類

このようにして北京に集められたクロテンやギンギツネはどのように使用されたのだろうか。

清の宮廷における皇帝以下、皇族、大官、役人達の公的な衣装に関する規定 (『清会典図』) によれば、「紫貂」あるいは「薰貂」¹⁾ の毛皮は皇帝や皇子らが着用する冬用のかぶり物 (「冬朝冠」)、冬服 (「冬朝服」) の袖周りや襟周り、あるいは裏地、そして冬着の下に着る単衣 (「端単」) などに使用されることになっていた。「黒狐」(色の暗いギンギツネ) は皇帝の冬用のかぶり物 (「冬朝冠」) か冬着の端単にしか使用されない。それに対して黒狐よりも劣るとみられる「青狐」(後述) は皇子のかぶり物や皇族出身の大官の端単などに使用するとある。また、非皇族でも「公」などの爵位を持つ大官のかぶり物や冬服に「薰貂」や「青狐」の毛皮ならば使用することができた (清会典図 1991: 601, 603, 604, 609, 625, 628, 634, 645, 636, 654, 655)。すなわち、主に皇帝、皇妃、皇族、大官のファッ

ションあるいは威信財として用いられたわけである。有名な例としては現在故宮博物院に収蔵されている乾隆帝が着用した胄（「黒貂纓金龍文真珠飾胄」）の装飾があり、ジュゼッペ・カスティリオーネ（郎世寧）による肖像画（「乾隆帝大閱像軸」）にも描かれている。そこには白毛が一本もない最高級のクロテンが24本垂らされている（東京国立博物館等 2012: 318）。また、雍正帝や乾隆帝の肖像画でも、黒貂に縁取られた冬服を着用した姿が描かれている（東京国立博物館等 2012: 171, 190）。

キツネの毛皮はクッションあるいは敷物（sishe）としても重宝されたようである。サルガン・ジュイを娶るときに支払われる毛皮でも、キツネの毛皮は最高級の sahalian dobihi（黒狐皮）を除いて、いずれもクッションにして献上されている。

興味深いのは満洲語ではクロテンの毛皮に対しては seke という一語しかないのに対して（漢語では「紫貂」, 「薰貂」など区別あり）、キツネの毛皮に対しては, sahalian dobihi（黒狐皮）, cikiri dobihi（白珍珠毛狐皮）, boro dobihi（青狐皮）, suwayan dobihi（黄狐皮）と色によって4種類もの言葉を使い分け、sahaliann dobihi と cikiri dobihi との間では交換比率も定まっていた。この4種類のキツネの毛皮のうち、明らかなのは suwayan dobihi で、これは普通の赤毛のキツネである。それに対して他の3種類はいわゆるギンギツネの類いかと考えられる。ギンギツネとは毛色が違う個体であって、動物種としては普通のキツネと同一である。ただ、この3種類がどのように分類されていたのかが不明である（図1, 図2, 図3, 図4）。



図1 クロテンの毛皮（筆者所蔵）



図2 ロシア産養殖ギンギツネ（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園蔵）



図3 養殖中のホッキョクギツネ（空色ギツネ）（ロシア連邦サハ共和国エヴェノ・ブィタンタイ地区にて筆者撮影）



図4 キタキツネ（アカギツネ）（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園蔵）

『寧古塔副都統衙門檔案』の記述からサルガン・ジュイとホジホンの制度について詳述した松浦茂は、boro dobihi をホッキョクギツネとしている（松浦 2006: 156）。Boro dobihi は漢語ではまた「玄狐皮」, 「青狐皮」あるいは「倭刀」とも訳される²⁾。これは比較的明るい灰色をした毛皮であると想像され、ホッキョクギツネでも「空色ギツネ」（英語の blue fox）と呼ばれるものはギン

ギツネよりも若干毛色が明るい。そして、確かに中国ではロシアから輸入されるホッキョクギツネの毛皮で作られたクッションが宮廷で珍重されていたという情報もある（森永 2008: 106）。

しかし、ホッキョクギツネの主要な生息地域は遙か北方のヤクーチア（サハ共和国）北部の北極圏の中である。その生息範囲、行動範囲はかなり広く、ヤクーチアの南部まで含まれる。しかし、そのような地域での生息数は多くはない。環オホーツク海域でも北部（カムチャツカ半島やマガダン州など）には生息するが、アムール川流域やサハリンのなどの南部にはいないか、いてもごくわずかだと考えられる。となると、アムール川下流域の住民はどのようにして手に入れたのだろうか。

実際に狩猟で手に入らなくても、18世紀当時国境だったスタノヴォイ山脈を越えて北から来るヤクートやエヴェンキたちから手に入れることはできたかもしれない。中川五郎治³⁾の報告では、アムール河口の少し北にあるシャンタル湾沿岸やウドスクあたりではニヅフ（五郎治は「ゲレヤカ」という）とエヴェンキ（同じく「トングシ」）あるいはロシア人が接触していた可能性がある（中川五郎治 1994: 519-528）。しかし、エヴェンキの多くはロシア側に従っており、清朝支配下にあったニヅフやウリチ、ナーナイなどにとっては敵だった。間宮林蔵は、サハリンにやってきたロシア人やエヴェンキ（キーレン）の猟師が現地のニヅフやウリチらに殺されることがあったという情報を伝えている（間宮 1810: 184-185）。18世紀の時点で、ニヅフをはじめとするアムールの人々がロシア側から来るエヴェンキやヤクート、ロシア人からクッションにできるだけホッキョクギツネの毛皮（クッション2枚分で総計18枚）を仕入れることは可能性としてはあるが、なかなか難しかったのではないかと考えられる。他方、清はキャフタでのロシアとの交易（キャフタ貿易）で、ホッキョクギツネを簡単に仕入れることができたはずである。したがって、アムール川流域の毛皮貢納民がロシアの属民たちと接触するという危険を冒させてまで、彼らにホッキョクギツネの毛皮を求めたのだろうか。

ホッキョクギツネとギンギツネは動物としては別属・別種であり（前者は *Alopex lagopus*、後者は *Vulpes vulpes*）、毛皮も毛並みや肌触りが異なる。ホッキョクギツネの方が産毛が多いために肌触りはよい。しかし、北京の宮廷の人々がそれをどこまで見分けたのだろうか。クッションにされた段階で、色が明るいギンギツネとホッキョクギツネとの区別をどこまでつけたのだろうか。それよりも色合いによって明るい色のギンギツネとホッキョクギツネをともに boro dobihi とまとめてしまった可能性もあるのではないだろうか。真偽のほどは実物を見て確認しないとわからないが。

2.4. クロテン、ギンギツネの毛皮の流通と日本の役割

クロテンとギンギツネの毛皮の需要が中国、特に北京の宮廷を中心にしていたことはすでに述べたが、そこに集まってくるこれらの毛皮の流通で大きな役割を担っていたのが日本である。中国が毛皮を引き寄せる力を強力に発揮していたのに対して、日本側は送り出すポンプの役割を果たしていたといえる。

序論でも触れたように、日本の武家政権はクロテン、ギンギツネの毛皮に対して大きな関心を払わなかった。日本の武士たちは防寒具、武具として実質的な機能を持つシカやカモシカ、タヌキ、ウサギ、キツネなどの毛皮を必要としたが、希少性、ファッション性が高く、威信財としての機能を持つクロテン、ギンギツネの毛皮をことさら必要とはしなかった。そのために、日本は中世（鎌倉、室町時代）以来、クロテン、ギンギツネを輸入することがまれであり、江戸時代には明らかに輸出国だった。

江戸時代に環オホーツク海域南部に含まれる北海道、樺太南部、千島列島を支配したのは松前藩である。ただ、松前が支配したのは当時「蝦夷」と呼ばれたアイヌの人々であり、これらの領域を「領土」として支配したわけではない。「蝦夷」が松前の支配下にいるので、彼らが暮らすところが松前の勢力圏であるという過ぎなかった。しかも、千島列島北部の千島アイヌには松前の支配は及ばず、逆に17世紀末からロシアが進出してきて彼らを支配下に組み入れてしまう。

ロシアが千島列島沿いに南下し、クナシリ、エトロフにいたアイヌ（彼らは道東アイヌの一部だった）に接触を始め、松前藩に通商を要求するに至って、江戸幕府は蝦夷地支配に本腰を入れる。その過程で幕府の役人が目にしたのが、サハリンにおける樺太アイヌの大陸交易と大陸から来る商人（い

いわゆるサントアン人)のサハリンでの交易(いわゆるサントアン交易)の実態,そしてそのような活動に対する松前藩の無策だった。幕府はサントアン交易でアイヌがサントアン商人たちへの負債が積もり,生活困難状態になっているにもかかわらず,松前藩は逆に負債を増やすような政策を執っていることに危機感を覚え,蝦夷地を直轄地⁴⁾として,サハリンにおけるサントアン交易を幕府直営としてしまう。それを推進したのが,1808年に間宮林蔵とともにサハリンを探検した松田伝十郎だった。彼の献策によってアイヌの負債の多くを幕府が肩代わりして支払い,サントアン商人の取引の場をサハリン南端の自主に設置した幕府の出先機関に限り,さらに毛皮とその他の商品との交換レートを定めて,サントアン交易の規則を整えた。このとき,サントアン商人たちがアイヌや日本にもたらしたのは絹織物(蝦夷錦)や綿織物,衣服,ガラス玉,鷲や鷹の尾羽であり,その対価として日本側が支払ったものが毛皮と鉄製品だった。松田伝十郎は交換レートを定めるに当たって,サハリン産のクロテンを基準にした。これは品質が高く,大陸の商人たちの信用が高かったためと考えられる。伝十郎が定めた規則によれば,サントアン商人が招来した絹織物以下の商品はまずサハリン産のクロテンの枚数でその値段が決められ,それとほぼ等価になるようにカワウソ,キツネ,クロテン,アナグマなどの毛皮,それに鍋,刃物などの鉄製品を取り混ぜて支払った。そのために,毛皮や鉄製品の対クロテン交換比も定められている(松田 1821: 217)。

この幕府公営のサントアン交易でサントアン商人たちに渡されたクロテン,キツネ,カワウソの毛皮は膨大な量になる。例えば,松田がアイヌの積年の負債の多くを幕府の費用で支払ったとき,サントアン人の債権者たちに支払われた毛皮は,アイヌが支払った499枚のクロテンと幕府が払ったカワウソ2523枚半だった。幕府はこのカワウソの毛皮を用意するために131両を支出している(松田 1821: 217)。また,取引量の多い年だったが,詳しい記録が残る1853年(嘉永6年)のサントアン交易の記録では,サハリン産クロテン258枚,北海道産クロテン324枚(北海道産はサハリン産の4分の1の価値しかない),キツネの上級毛皮(上狐皮,ギンギツネか?)133枚,中級毛皮189枚(中狐皮,色合いの劣るギンギツネか?),並の毛皮(下狐皮,アカキツネ)275枚がサントアン商人に支払われている(海保 1991: 二九・六二)⁵⁾。このときサハリン南端にあった自主会所と呼ばれる交易場を訪れたサントアン商人は66人だったことから,一人あたりにしても相当な量の毛皮が支払われている(詳しくは佐々木(2011)を参照)。この毛皮のうちどの程度が清の宮廷に支払われたのかは不明だが,当時幕府が執ったこのような政策が,クロテン,ギンギツネの毛皮の流通を促す押し出しポンプの役割を果たしたことは確かだろう。

では,幕府が支払ったこれだけの毛皮を用意したのは誰か。それは北海道,サハリンにいたアイヌの人々である。北海道では例えば,余市で猟師が組織され,毛皮獣狩猟が行われたことが記録に残されている(出利葉 2002: 138-151)。また,間宮林蔵の記録からサハリンの樺太アイヌも盛んにクロテンやキツネを捕獲していたことがわかる。後述のように,それに特化した罾類が使われていた。日本では毛皮の値段が全体的に安いために,クロテンといえどもそれほど高くは買い取ってもらえなかったと考えられるが,毛皮類の流通を促進した幕府の政策を支えたのはアイヌの猟師だった。しかし,キツネやクロテン,カワウソの毛皮を使った衣装や民具類はアイヌの間では定着していない(出利葉 2002: 150)

3. 毛皮獣猟の方法

3.1 クロテン猟

クロテンは中国周辺地域では利益が大きい毛皮だったために,アムール川下流域やサハリン,北海道など環オホーツク海地域南部では数多く捕獲された。その捕獲技術も地域の自然条件と,捕獲を担う人々の創意工夫によって多種多様なものが見られたが,それを殺傷方法によって整理すると大きく以下の5つに区分できる。

1) 網による猟:まずクロテンが逃げ込むか,ねぐらとしていることを目撃した木の洞の周囲にネットを張って,クロテンが他へ逃げないようにする。クロテンが入った穴とそれと通じるもう一つの穴

を除いて、木に開いていそうな穴をすべてふさぐ。細長い網をクロテンが入った穴の入り口に仕掛ける（図5）。モミなどの針葉樹の葉を燃やして煙を出し、それをもう一つの穴から送り込んでクロテンを燻り出す。煙に燻されてセットした網の中に飛び出たクロテンを捕らえて、心臓を押しつぶして仕留める。この網で捕獲する方法は、楊濱の『柳邊紀畧』など18世紀初頭の文献にも登場する古典的な方法であり、清朝支配時代で最も普及していたものと考えられる。



図5 クロテン捕獲用の網を仕掛けるウデへの猟師（ロシア連邦沿海地方ポジャール地区にて筆者撮影）

2) 輪による猟：クロテンは移動するとき、地面の倒木や橋のように川の上にかかる倒木の上を歩くことを好む。その性質を利用して、倒木の上に仕掛け、輪が首に掛かるようにセットする。ただし、捕獲、捕殺方法には以下の3種類のやり方があった。

①石を輪に結びつけてぶら下げておいて、獲物の首が輪にかかるとともに、石を留めていた留め具が外れて獲物を川の中に引きずり込んで捕らえる（ウデへなど）。（図6）

②しなる枝を輪に結びつけておいて、首が輪にかかると枝が跳ね上がって獲物を空中に吊す（ウデへなど）。これは川が凍結して水の中に落とせなくなった季節に行う。空中に吊し上げるのはカラスなどにつつかれないようにするためである。

③バネのようにしなる枝を輪に結びつけておいて、獲物の首が輪にかかると留め具が外れて、枝が獲物を川の中にはじき飛ばして捕らえる（ウイルタ、樺太アイヌなど）。（図7）

輪そのものは世界に普遍的に見られる狩猟用具だが、その名称は中国東北部からロシア極東地域にかけて広がるツングース系の言語で *porka*, *potka*, *hurka*, *huka* などと共通性が高い（Sasaki 2009: 82）。したがって、輪による狩猟と名称はツングース系民族の拡散とともに、各地に広がったと考えられる。しかし、その設置方法に上記のバリエーションが見られることから、設置方法は各地の自然条件と周辺諸民族との交流などが影響して異なる方法が採用されたと考えられる。

3) 丸太落としによる猟：クロテンの進む方向に平行に丸太を吊し、落として全体を押しさえ込む *dui*, *doi* あるいは碓房（ウデへ、オロチ、松花江のナーナイ）（図8）、クロテンの進む方向に垂直に丸太を吊すか支えるかして、落として首や頭部を殴打する *kafari* あるいは *kapari*（ナーナイ、ウリチ、ウデへ、オロチ、エヴェンキ）、クロテンがねぐらとする木の切り株に丸太を支えて仕掛ける *langi* あるいは *nangi*（沿海地方からシベリアにかけて広く分布）、垂直に立てた丸太を首筋に落とす *hadana*（ウデへ、松花江のナーナイ）などが見られる。このうち、*langi* に類する罟は構造が単純であり、かつ名称がツングース系住民に共通していることから、彼らの拡散とともに東部シベリアから極東に普及したと考えられる。同じ構造の罟は、言語系統は異なるがツングース系の住民と隣接して暮らす



図6 石の重みで川に引きずり込むウデへの罟（ロシア連邦沿海地方ポジャール地区にて筆者撮影）

ニヅフの下にも見られる (ha と呼ばれる)。dui はその名称と分布から、漢民族が広めた可能性がある。ウデへの間でも中国式の罾として知られており、V・K・アルセーニエフも中国人が仕掛けたものとして紹介している。現在の kafari には、丸太を支える軸の構造にヨーロッパ系の罾の影響が見られる (佐々木 2007)。

4) 挟み込みによる罾：弓形のバネを使った罾 (ロシア語のチェルカーンという名称で知られるもので、全シベリア、極東地域に普及)、鉄製・木製の板バネを使った罾 (中国東北地方) などがあったが、現代はトラバサミ型の捕獣器が主流である (図 9)。ロシアではこの捕獣器は法律で使用が義務づけられてきたが、前足を挟み込むだけなので、獲物を苦しめ、毛皮を傷めるといった欠点がある。

5) 射撃による罾：毛皮に穴を空けてしまうのでクロテン罾に自動弓を使うことはまれだが、たまに使われることもあったという。また、射撃の腕に自信がある罾師は頭を銃撃して仕留める。そのときは犬を使って追跡、追い込んでいく。イヌは網罾でも使われる。このイヌを使った射撃罾は捕獣器とともに、ロシアでは現在最も普及した狩猟方法である。

3.2 キツネ罾

キツネは賢く、罾も高度な工夫が必要だが、罾ではなかなか捕獲できない。しかし逆にその好奇心旺盛な性質を利用した罾もある。例えば、ニヅフのドジョン dozhon またはロジョン rozhon と呼ばれる罾は、枝が二股になっている木を立て、その股の部分に物が挟まったときに抜

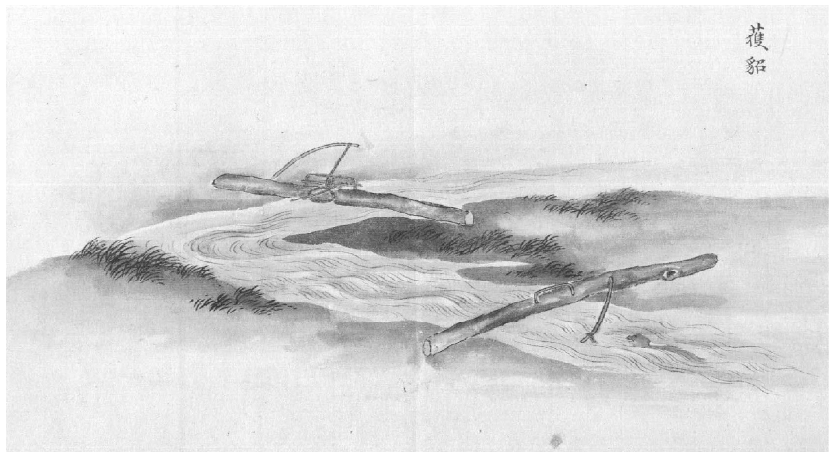
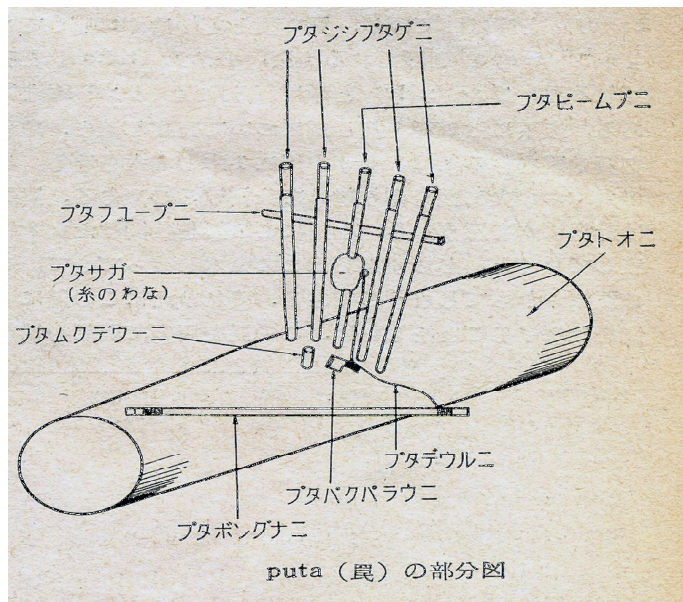


図 7 木の枝のバネで川にはじき落とす罾, 上がウイルタ (山本 1979), 下がアイヌ「獲貂」(間宮 1810)



図 8 ウデへの丸太落とし罾ドウイ (ロシア連邦沿海地方ポジャール地区にて筆者撮影)

けないように鋭く削っておいたものである。これは自然の立木でも作ることができる。枝のどちらかに魚をえさとして結びつけ、動物をおびき寄せる。えさに好奇心を覚えた獲物が飛びつこうとしていると、股の部分に前足を挟まれて逃げられなくなる。イソップ物語にある話を逆手にとって捕獲するような罠である。効率は悪いが、構造が単純で仕掛けやすいので、たくさん仕掛けてどれかに当たるだろうという発想の罠である。間宮林蔵が口述した『北夷分界余話』で「捕狐」として紹介されているものがこの罠であり、アイヌも使っていたようである（間宮 1810）。また、サハリンのポロナイスクにある博物館には実物が展示されている。これはタライカ湖近くの森の中で、ロシア人の猟師が見つけたものといわれていて、設置年代、設置者は不明であるが、戦前まで「オタスの杜」に暮らしていたウイルタやニヅフなどの先住民が設置した可能性がある（図 10, 図 11）。

現在では捕獣器を仕掛けて捕るこ



図 9 捕獣器を仕掛けるウデへの猟師（ロシア連邦沿海地方ポジャール地区にて筆者撮影）

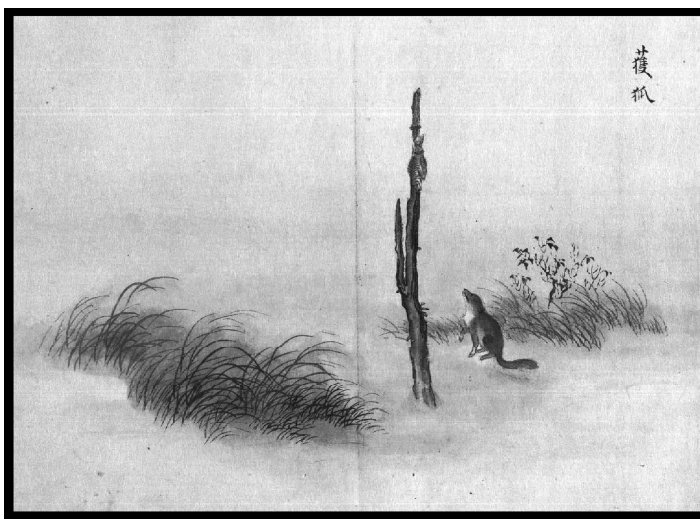


図 10 「獲狐」（間宮 1810）



図 11 タライカ湖近くの森で発見されたキツネの罠（ロシア連邦サハリン州ポロナイスク郷土博物館蔵）

とだけが許可されているが、キツネは賢いのでなかなかかられない。しかも、高価なギンギツネを集中的に捕獲することも不可能である。そのために、ロシアではソ連時代からギンギツネとホッキョクギツネの養殖が盛んだった。先住民が主体の漁業組合や狩猟組合、国営企業では多くのところでキツネやホッキョクギツネの養殖が行われて、組合や企業の貴重な収入源となっていた。ソ連崩壊後、世界的な毛皮需要の低迷と国の経済体制の急速な転換に伴う流通システムの崩壊のために、毛皮も売れなくなり、毛皮獣の養殖は急速に衰退した。今日、ロシア国内の毛皮市場が回復しつつあり、先住民によるクロテン猟は活気を取

り戻しつつある。しかし、キツネ、ホッキョクギツネの養殖はまだ復活していない。

3.3. 漁師達が時代に即して選んだ技術, 用具

ロシアでは帝政時代, ソ連時代, そして現在に至るまで, 一貫して狩猟が盛んである。それは狩猟を中心とした生業を営んできた先住民系の住民だけでなく, ロシア人やウクライナ人などヨーロッパ系の住民でも同様である。狩猟は直接生活に必要な肉や毛皮を供給するだけでなく, 現金収入にもなる毛皮を得ることができ, また, 趣味として楽しむこともできる。そのような狩猟活動を長期的に維持するために, 野生動物の保護と猟師や一般住民の安全の見地から, 捕獲可能な動物の種類と季節から使える用具類まで, 狩猟関連, 銃器所持関連, 自然保護関連の法律によって規制されている。極東ロシアでもロシア系, 先住民族系を問わず, 猟師たちはこれらの法律を遵守した上で, 狩猟に従事する。したがって, 毛皮獣狩猟に関しても, 捕れる動物の種類, 季節, 用具類は法律によって規制されている。また, 猟場は猟師が加わっている組合や会社が決めている。しかし, その法令や規制が必ずしも正常に機能するとは限らない。ソ連のような強力な中央政府があり, 強権的に遵守させるとともに, 猟師たちの生活を保障することも可能な政権ならば, 遵守される。しかし, 帝政時代やソ連崩壊直後の時代のように, 地方に対して十分な監督力のない政権が支配する場合には, 生活が守られないために, 人々は生きるためにそれらをないがしろにする。

それに対して清朝が支配していた近世の環オホーツク海域南部では, 毛皮獣狩猟は家族や一族の生活を保障し, さらに経済的豊かさや文化的な洗練さをもたらす最も重要な生産活動だった。クロテン1枚を貢納すれば, 綿織物が下賜され, その地位によっては絹織物まで下賜された。3種類のキツネと大量のクロテンの毛皮を払えば, 満洲旗人と姻戚関係を持つことが可能で, 旗人の娘と結婚した人は, 豪華な絹織物の衣服を大量に与えられ, 召使いを使える身分へと上ることができた。そのために, 人々は必死になってクロテンやギンギツネの毛皮を確保しようとし, 男たちは腕のよい猟師になることにあこがれた。

清も江戸幕府も狩猟を細かく規制するような法令, 規則を持たなかった。これらの政権が行ったのは, 猟師の資格と猟場を限定することだった。中国も日本も農業地域の住民がアムール川流域や「蝦夷地」(北海道, サハリン, 千島列島からなっていた)に入ることを原則禁止し, その地域の資源の利用と生産活動を地元の住民にゆだねた(日本では漁業資源に関しては18世紀からこの原則を崩し, 本州以南の和人が漁場を支配する場所請負制が始まった)。しかも, 獲物の種類や数量, 捕る季節, 使える用具類に関する規制を一切設けなかった。それらは地元住民の伝統的な知識, 慣習と技術にゆだねたのである。それでも猟師の資格が地元住民に限定されていたこと, 質を重視した清朝の毛皮収集政策のために, 資源劣化の早さは近現代ほどではなかったと考えられる。

そのような時代には, 毛皮の質を保持するために, 獣をできるだけ苦しめない方法が採用された。苦しめばもがいて, 身体を周囲にこすりつけ, 毛皮を損傷してしまうからである。そのために, 丸太を落として一瞬で殺害する, あるいは輪に首を掛けたまま水中に落とす, 空中に吊るなどしてもがいても毛皮に損傷が加わらないようにした。網を使った猟も, 網で捕獲後人が心臓を手でつぶして殺害するために, 毛皮に傷がつきにくい。これらの罟は事情を知らない人にとっては時には危険である。罟を仕掛けた猟師は人間にだけにわかるように, 枝を折るなどして近辺に印をつけた。移民を規制していた前近代時代には, 猟場を歩く人はそのような慣習を知る人ばかりだったので, 問題にはならなかった。近代以後, これらの罟が規制されたり禁止されたりするが, それは, 後述のようにこのような慣習を知らない移民が大量に入り込んできて, けが人が出たり, 他人の罟から勝手に獲物を盗んだりということが起きたからである。

それに対して現代のロシアで法律によって定められている捕獣器(トラばさみ)や銃器による猟では, 危険は伴うが, 伝統的な罟よりも安全だとされて推奨されてきた。また, 設置場所の近くにある材料を使うとはいえ, ある程度の構造物を作らなくてはならない丸太落としの罟や輪罟に比べて, 捕獣器は構造が簡単で, 設置時間も短くてすむ。すなわち, 単位面積, 単位時間あたりに仕掛ける数を多くすることができる。「数打ちゃ当たる」という発想である(伝統的な罟でもキツネ罟「ドジョン」

は同じ発想である)。

前足などを挟む捕獣器は動物が苦しんでもがくために、毛皮に傷がつきやすい。また、銃撃でも当たるところを間違えれば、毛皮に穴が開く。しかし、ダメージに応じて買い取り価格が低くなるだけで、価格を差し引かれた分、多く捕獲すれば、損失の穴埋めはできる。すなわち、近現代の捕獲用具類は質よりも量を重視する経済体制に即した狩猟方法であるともいうことができる。その一方で、それらはよほど資源管理を徹底し、計画的に捕獲を行わないと資源の急速な劣化を招く用具であるともいえる。そのために、自然保護や野生動物保護、そして野生動物の有効な活用といった考え方が有力になってきた今日、再び伝統的な畏が見直されてきている。

4. 近代的国家統治による毛皮の需要と流通の変化—結論に代えて

清王朝による環オホーツク海域南部の支配は盤石のように見えたが、19世紀に入るとほころびが見え始める。すなわち、サハリン東海岸のアイヌの朝貢が途絶え、サハリンからの交易路とアムール川の交易路が合流する地点であるキジ村にあった公設市場がデレン、ピヴァンなど上流の地点へ移転する。そして19世紀半ばになると再びロシアの侵入が始まり、アムール川流域は1858年と60年の条約によってロシア領に割譲され、サハリンは1875年の日本との条約でこちらも全島がロシア領となる。それにより、ネルチンスク条約以来170年続いた清による環オホーツク海域南部に対する支配は終わりを告げる。それと同時に、1868年には日本で明治維新が起こり、こちらも盤石と思われていた江戸幕府が崩壊して、明治政府が誕生する。アムール川流域とサハリンを新たに領有したロシアも明治日本も、ともに進もうとしたのは近代国家への道だった。つまり、北海道や千島列島、あるいは17世紀からロシア領となっていたカムチャツカ半島やオホーツク周辺の地域も含め、環オホーツク海域は「近代」という時代に突入することになる。

「近代国家」は領域国家であり、領土に対して常に「主権」を主張する。それは事実上、その土地に「国民」を住まわせる権利であると同時に、そこに眠る資源を独占的に開発する権利でもある。清王朝や江戸幕府は、経済基盤である農業地帯に対してはそれを主張したが、辺境の支配に関しては必ずしも領土を意識してはおらず、そこに暮らす人を支配することに重点が置かれていた。清の毛皮貢納民に対する支配も、松前藩や江戸幕府の蝦夷地支配も、土地の支配と開発というよりも、そこに暮らす人を支配することに重点が置かれていた。それは領土意識にも現れており、近代国家のようにその土地を領土として支配するから、その住民が「国民」（あるいは「臣民」）になるというのではなく、支配する住民がいるから、彼らが暮らす土地が国の領土となるという発想である。しかし、そのような発想は、近代国家が武力と外交によって「領土」を囲い込み、その縄張りを「国境」として厳重に警備することによって崩れてしまった。

そのような領土観を持つ近代国家が、環オホーツク海域を支配することにより、住民の地位が大きく変わるとともに、この地域の国家にとっての位置づけも変わり、それに伴って毛皮の需要と流通のあり方も大きく変化した。

清はアムール川流域の住民が17世紀の対ロシア紛争の時に清の側について戦ったことを評価して、彼らに自分たちの土地に関する全権限を与えた。毛皮を収集するときにも彼らの狩猟活動や交易活動を利用する方法をとった。毛皮貢納という制度は、清が彼らの権利を保障するための制度だったということもできる。それに対してロシアにとっては元からの住民はあまり必要ではなかった。住民の支配よりもこの地域が有する資源、たとえば、森林にある毛皮資源や木材資源、河川、海岸にある漁業資源、農地にできる土地資源、鉱工業のための鉱山資源やエネルギー資源などを開発することの方が重要だった。そのために、先住の住民の権利を無視しつつ開発のための移民を大量に送り込んできた。また、先住の住民の権利を無視するためには、彼らを二級国民とする方が都合がよかった。彼らが開発圧力と移民が持ち込んだ病気とアルコール依存症によって人口を急激に減らしたことも、近代国家には都合よく作用した。そして、急速に弱体化する本来の住民たちに「少数民族」というラベルを貼り（現在は「先住民族」という方が主流）、「保護」と称して強力な文化同化を実施した。20世紀に、

いわゆる「北方少数民族」とされたナーナイ、ウリチ、ニヴフをはじめとするアムール川流域の本来の住民、あるいは北方の「滅びゆく民族」として関心を集めた北海道やサハリン、千島列島のアイヌたちは、はじめから「未開」、「野蛮」で、「原始的」な文化と社会を持つ「少数民族」や「滅びゆく民族」だったわけではない。それは、近代国家の都合によって作り上げられたラベルであるとともに、そのように見える状況を作ったのは近代国家の政策だったのである。

そのような状況の中で、この環オホーツク海域南部の毛皮に対する需要も流通も大きく変わった。ロシアも日本も、地元住民の狩猟活動に依存することはせず、移民の猟師を送り込んで、より「効率的」に捕獲し、大量に市場に流そうとした。その効率を上げるために、銃やヨーロッパで普及していた罠、そして鉄製の捕獣器などの新しい狩猟用具を積極的に導入することとした。ロシアや明治以後の日本が求めた毛皮は、欧米の富裕層が求めるものであり、ファッション性が重視される傾向が強かった。威信財としての意味が強かった清の宮廷が求めるものとは種類、質、量の点で異なっていたのである。後者の場合は、権威を表す象徴的な意味合いを持ち、皇帝やその家族など「神聖性」を帯びた人々が使うため、ほんのわずかの傷も許されなかった。また、貢納あるいは公的な取引で納めるクロテンの枚数は毎年定額化されていて（上述のように貢納 2398 枚、買い取り 624 枚の総計 3022 枚）、生産量を増加させる必要もなかった。そのため、少数の質の高い毛皮を捕獲すればよかった。それに対して、近代国家が求めたのは、より多くの人に使ってもらえる毛皮だった。すなわち品質を一定程度に押さえて、より多くの需要を満たすことが求められた。

毛皮獣を捕獲する猟師の人口も近代国家になって増大した。清朝や江戸幕府のような前近代国家は、特定の資源に対しては、そのアクセスを特定の集団や身分階層の者だけに許可することが可能だった。それは宮廷や幕府などが資源を独占することを目的としている。しかし、近代国家の場合、特に資本主義経済体制を持つ場合、それはあまり推奨されなかった。毛皮に関しても、清王朝と江戸幕府は地元住民に資源アクセス権を独占させる政策をとったが、ロシアも日本も、生産性の向上のためにそれをやめ、基本的に国中の猟師に開放した。この時代は、欧米を中心にファッション素材、防寒素材としての毛皮に対する需要が高く、捕れば飛ぶように売れた。その結果、ロシアでも日本でも過剰狩猟とそれに伴う資源の枯渇に悩まされることになる。ギンギツネ、ミンクなどは養殖が可能で、狩猟に頼る必要はなかったが、クロテン、カワウソはそれができなかった。そのために肝心のクロテンがアムール川流域で絶滅に近い状態になったとさえいわれている。

近代国家となった日本が支配した日本列島ではその後、大量捕獲と産業開発（河川、海岸の改変など）のために野生動物の生息環境が悪化し続け、ついにカワウソは北海道でも本州でも絶滅した（2012年10月に絶滅宣言）。北海道のクロテンは白っぽくて質がよくなく、あまり捕られなかったためか、かろうじて生き残っている。ギンギツネの養殖は20世紀後半に毛皮需要の低迷によって衰退した。

それに対してロシア側では1917年の社会主義革命によって誕生したソ連が、毛皮産業の育成を図るため、毛皮獣保護政策と計画的な捕獲を実施した。冷戦時代（1954年～91年）、毛皮はソ連が対抗する西側諸国（自由主義陣営）に輸出できる数少ない産物の一つだったからである。ことにクロテンが重視され、絶滅に瀕したアムール川下流域には、より資源が保たれていた上流域やヤクーチア（現在のサハ共和国）から持ってきて放つということまでしている。1950年代までにシベリア、極東の少数民族を農民化することに失敗したソ連は、彼らを毛皮生産のための猟師として活用するように方針を変え、ソ連時代には計画的な毛皮生産を実施した。現在ナーナイ、ウデヘなどの先住民族が有する用具類（ライフル銃や捕獣器など）と輸送手段（モーターボート、スノーモービルなど）はソ連時代後半期（1960年代以後）に普及、定着したものである。そしてその獲物を追い求める方法や技術でも、近世までの基礎の上に、新しい用具を活かすものを付加している。

しかし、20世紀末以後、野生動物保護運動と反毛皮キャンペーン、それに毛皮に替わる防寒素材の開発によって毛皮に対する需要が世界的に低迷し、それにソ連崩壊によるロシア国内の経済危機が加わって、環オホーツク海域南部における毛皮の生産と流通は大きく落ち込んだ。21世紀に入り、ファッション面での毛皮に対する再評価や、先住民族の生活向上と伝統文化の保護、振興もあって、

再び毛皮獣狩猟が見直されてきている。しかし、清王朝支配時代のような半ば特権階級のような待遇や、ソ連時代のような政府の積極的な支援、あるいは 20 世紀前半の毛皮バブルのような時代は、おそらく再び戻ってくることはないだろう。

謝辞

本論文を執筆するに当たり、キツネの毛皮の調査と撮影、並びに写真の使用に関して協力いただいた北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園の加藤克氏に謝意を表したい。

注

- 1) クロテンは色や品質によって分類されるが「紫貂」は最高級のもの、「薰貂」はおそらくステンとの名称もある色合いの落ちるものと考えられる。
- 2) 羽田亨の『満和辞典』では「青毛と黄毛との混った狐の皮〔24, 皮革一：倭刀〕」（羽田 1972: 52）とある。
- 3) 1807 年（文化 4 年）のフヴォストフとダヴィドフによる、露米会社艦隊のエトロフ襲撃でとらえられ、オホーツクに幽閉されたが、そこを脱走して一時シヤンタル湾一帯を放浪して、ニヅフの居住地近くまで逃げ延びた。しかし、再びロシア・コサックに捕らえられ、イルクーツクで幽閉生活を送ったが、ゴローニン事件に際して帰国。その後種痘術を初めて日本で実施した人物として知られるようになった。
- 4) 東蝦夷地は 1799 年（寛政 11 年）から直轄地化した。全蝦夷地を直轄化したのは 1807 年（文化 4 年）で、1821 年（文政 4 年）まで続く。
- 5) その他カワウソの毛皮の上級（上獺皮）が 328 枚、中級（中獺皮）が 315 枚、並（下獺皮）が 612 枚支払われていて、日本側はカワウソの毛皮を多く輸出していたことがわかる（海保 1991）。カワウソはニヅフやウリチなどアムール川流域の現地の人々にはクロテン以上に珍重されたが、中国でどの程度需要があったのかは不明である。

引用文献（五十音順）

- 天野哲也 (2003) 『クマ送りの起源』, 雄山閣, 東京
- 天野哲也 (2007) 「なぜクマ送りなのか」, 木村英明・本田優子編『アイヌのクマ送りの世界』(ものが語る歴史 13) 同成社, 東京, pp. 112-132
- 宇田川洋 (1988) 『アイヌ文化成立史』, 北海道出版企画センター, 札幌
- 宇田川洋 (2007) 「考古学から探るクマ送りの起源」木村英明・本田優子編『アイヌのクマ送りの世界』(ものが語る歴史 13) 同成社, 東京, pp. 90-111
- 井上秀雄他訳注 (1974) 『東アジア民族史』1, 平凡社 (東洋文庫 264), 東京
- 榎森 進 (2008) 「明朝のアムール政策とアイヌ民族 — アムール川下流域の諸民族とアイヌ民族との交易を中心に」, 菊池俊彦・中村和之編『中世の北東亜アジアとアイヌ — 奴児干永寧寺碑文とアイヌの北方世界』, 高志書院, 東京, pp. 65-10
- 大館大学 (2010) 「日本古代のクロテンの皮衣 (黒貂裘) の形状について」, 『ビオストーリー』14, 生き物文化誌学会, pp. 66-81
- 海保嶺夫 (1991) 「『北蝦夷地御引渡目録』について — 嘉永六年 (一八五三) の山丹交易 —」, 北海道開拓記念館編『一九九〇年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告』, 北海道開拓記念館, 札幌, pp. 1-66
- 河内良弘 (1971) 「明代東北アジアの貂皮貿易」『東洋史研究』30 卷 1 号, pp. 62-120
- 佐々木史郎 (2007) 「罫の比較民族誌 — 極東ロシアの先住民族ウデへの狩猟技術の形成過程」『季刊東北学』10, 山形: 東北芸術工科大学 東北文化研究センター, pp. 102-118
- 佐々木史郎 (2011) 「サンタン交易の経済学」菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会, 札幌 pp. 515-536

- 杉山清彦 (2008) 「明初のマンチュリア進出と女真人羈縻衛所制 — ユーラシアから見たポスト=モンゴル時代の北方世界」 菊池俊彦・中村和之編『中世の北東亜アジアとアイヌ — 奴児干永寧寺碑文とアイヌの北方世界』高志書院, 東京, pp. 105-134
- 出利葉浩司 (2002) 「近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について — 毛皮交易の視点から」 佐々木史郎編『開かれた系としての狩猟採集社会』(国立民族学博物館調査報告 34), 国立民族学博物館, 大阪, pp. 97-163
- 東京国立博物館・朝日新聞社・NHK・NHK プロモーション編 (2012) 『特別展北京故宮博物院 200 選』朝日新聞社・NHK・NHK プロモーション, 東京
- 中川五郎治 (1994) 「五郎治申上荒増」 秋月俊幸翻刻・解説『北方史史料集成』第 5 巻, 北海道出版企画センター, 札幌, pp. 495-563
- 中村和之 (2008) 「モンゴル時代の東征元帥府と明代の奴児干都司」 菊池俊彦・中村和之編『中世の北東亜アジアとアイヌ — 奴児干永寧寺碑文とアイヌの北方世界』高志書院, 東京, pp. 43-64
- 中村和之 (2011) 「骨嵬・苦兀・庫野 — 中国の文献に登場するアイヌの姿 —」 佐々木史郎・加藤雄三編『東アジアの民族的世界 — 境界地域における多文化的状況と相互認識 —』有志舎, 東京, pp.125-146
- 羽田 亨編 (1972) 『満和辞典』, 国書刊行会, 東京
- 松浦 茂 (2006) 『清朝のアムール政策と少数民族』, 京都大学学術出版会, 京都
- 松田伝十郎 (1821 (1972)) 「北夷談」, 大友喜作編『北門叢書』, 国書刊行会, 東京, pp. 117-276
- 間宮林蔵 (1810) 『北夷分界余話』 卷之五, 国立公文書館蔵
- 森永貴子 (2008) 『ロシアの拡大と毛皮交易』, 彩流社, 東京
- 山本祐弘 (1979) 『樺太自然民族の生活』, 相模書房, 東京

中国語・満州語文献

- 吉林省社会科学院歴史研究所編 (1990) 『明実録東北史資料輯』, 遼瀋書社, 瀋陽
- 三姓副都統衙門 (1736-1911) 『三姓副都統衙門檔案』, (マイクロフィルム), 遼寧省檔案館, 瀋陽
- 清会典 (1991) 『清会典』, 中華書局, 北京
- 清会典図 (1991) 『清会典図』, 中華書局, 北京

欧文文献

- Sasaki, S. (2009) Historical back ground of the distribution of hunting techniques and equipment of the Peoples in the Lower Amur and Primorye regions: Focusing on the traps for fur bearing animals of the Udeghe people. Sasaki, S. (ed.) Human-Nature. Relation and Historical-Cultural Backgrounds of Hunter-Gatherer Cultures in Northeast Asian Forests: Russian Far East and Northeast Japan. Senri Ethnological Studies 72, National Museum of Ethnology, Osaka, pp. 75-99.
- Золотарев, А. М. (1939) Родовой строй и религия ульчей. Дальгиз. Хабаровск.
- Шренк, Л. И. (1899) Об инородцах амурского края, том 2. Издание императорской академии наук. Санкт Петербург.